

平成 20 年度税制改正に関する要望

平成 19 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所
日本証券投資顧問業協会

我が国経済は、原油価格の動向や最近の米国における住宅金融問題の影響を注視する必要があるものの、引き続き好調な企業部門が牽引役となり、5年にわたる成長を継続しています。これをさらに家計部門に波及させ、安定成長を持続しつつ、国民一人ひとりの豊かな生活を実現することが、今後の日本経済の最も重要な課題であります。

こうした中、我が国の金融・資本市場においては、国際的なプレゼンスの低下への懸念やリスクマネーの供給という機能発揮の面での不十分さに対する指摘があることから、「躍動感に満ちた活力ある証券市場」及び「公正で透明性が高く、信頼できる証券市場」として整備・確立することが急務となっています。

証券界は、こうした認識のもと、我が国の金融・資本市場の国際的な競争力を維持し、多くの国民が安心して投資を行うことのできる世界最高水準の市場の確立を目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとしていくため、我が国の個人金融資産に占める投資商品の保有割合を、現在の約 13%から欧米並みの 30%に引き上げるという目標を掲げています。

また、60 歳以上の世帯が個人金融資産の約 5 割を保有しておりますが、これら高齢者層は貯蓄を重視し、リスクを回避する傾向にあります。今後の本格的な超高齢化社会では、退職後の長い期間の生活を支える資金の源として、個人が証券を長期にわたって保有し、その利益を長期間享受できる流れを作る必要があります。

このような目標を実現するに当たって、金融証券取引税制は「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであります。現行税制は個人投資家の市場参加の促進に大きな役割を果たしているものの、「貯蓄から投資へ」の流れは未だ途半ばであり、投資環境の整備及び市場の国際競争力強化といった観点から、上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等に係る税制措置（軽減税率 10%）など証券保有（投資）の促進に十分配慮した税制措置が不可欠であり、とりわけ、個人投資家の長期保有の促進や二重課税排除の観点から、配当金等については軽減措置の恒久化などの措置が必要であると考えます。

一方、個人が金融商品への投資を幅広く行うためには、簡素でわかりやすく、金融商品間の中立性に配慮され、投資リスクの軽減ができる制度整備が不可欠であり、そのためには、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体化課税について、実務的な課題を十分に検証したうえで、その促進を図る必要があると考えます。

つきましては、平成 20 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための税制措置

1. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益・配当金等に対する軽減税率（10％）など証券保有の促進に十分配慮した措置を講じること

とりわけ、配当金等については軽減措置の恒久化など二重課税の調整を図る措置を講じること

2. 金融所得に関する課税を簡素・中立なものとし、投資リスクの軽減を図るため、金融所得に関する課税の一体化を促進すること

具体的には、

- (1) 株式等の譲渡損益の通算対象に、株式等の配当金等（※）を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること
- (2) 特定口座において上記(1)に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること
- (3) 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
- (4) 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

※ 株式等の配当金のほか、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えること

（注1）上記1. 及び2. の「上場株式等」には、非上場であっても、取引価格が公正に形成され、証券会社で取得価額が把握できるグリーンシート銘柄などが含まれる。

（注2）上記2. (1)及び(2)を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること

II. 投資信託等の活性化に向けた税制措置

1. 諸外国と同様に多様なETFが組成可能となるよう、特定の株価指数の構成銘柄に投資すること等の特定株式投資信託の要件を見直すこと
2. 不動産投資法人に係る登録免許税を撤廃すること。少なくとも平成20年3月31日まで適用されている土地・建物の評価額に係る軽減措置を延長すること【期限切れ延長等要望】
3. 不動産投資法人等及び証券投資法人に係る支払配当損金算入要件については、制度の円滑な運用の観点から適切に税制上の措置を講じること

【具体的な措置の内容】

- (1) 90%超配当要件に係る判定式については、当該式の分母から利益超過分配金の額を控除すること。また、事後の税務調査等により要件違反の事実が明らかになった場合においても、直後の決算において一括で処理すること等により、当該投資法人

- に係る導管性を遡及して否認しないこと
- (2) 減損会計により生じた減損損失については損金算入を認めること
 - (3) 適格機関投資家が有する投資法人債権を第三者に譲渡することを認めること
 - (4) 同族会社要件の対象から、地方公共団体や証券投資信託等を除外すること
4. 不動産投資法人及び証券投資法人について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除制度を含む）や相続・贈与等に係る軽減措置等が手当てされる際には、同様の措置を講じること

III. 確定拠出年金制度等に関する税制措置

- 1. 特別法人税を撤廃すること【期限切れ延長等要望】
- 2. 拠出限度額を引き上げること
- 3. 制度上企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

IV. 延長・恒久化要望

- 1. 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること【期限切れ延長等要望】
- 2. 非居住者・外国法人との債券現先取引の非課税制度について、恒久化又は延長すること【期限切れ延長等要望】

V. その他

- 1. 株券電子化後に特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等（株券電子化前に担保設定がなされていたものに限る。）並びに相続又は贈与において被相続人又は贈与人の特定口座にて管理されていない上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
- 2. 従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
- 3. 上場等の日前に取得した上場株式等について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
- 4. 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託について、一定の要件のもとに、特定口座への再受入れ（一部が処分されている場合も含む。）を可能とする措置を講じること
- 5. 合併等の対価、取得条項の行使による株主への対価等として交付される上場株式等（課税繰延要件を満たさないもの）について、一定の要件のもとに、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
- 6. 贈与者が特定口座において保有する相続上場株式等の一部を受贈者の特定口座へ移管する場合、同一銘柄の相続上場株式等の全てが移管される場合のみ移管が認められているが、同一銘柄の相続上場株式等の一部を移管することを認めること

7. 特定口座内保管上場株式等の証券会社間移管時における証券会社間の書類（取得日、取得価額等の事項を証する書類）の送付について、電子情報処理組織を利用する方法等による送付を認めるなど所要の措置を講じること
8. 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関し、みなし譲渡損失の繰越控除を可能とするとともに、特定管理株式が特定管理口座から払い出された場合においても、一定の要件のもとに、同特例の適用を可能とする措置を講じること
9. 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子について非課税とすること
10. 外国のパートナーシップが受け取る振替国債等の利子に係る非課税措置の適用について明確化を図ること
11. 証券会社が営業所の廃止・新設を伴わない営業所等の再編等により、顧客の依頼によらずにその取引口座（特定口座又は非課税貯蓄口座若しくは特別非課税貯蓄口座）を他の営業所等に移管する場合には、営業所の廃止・新設の場合と同様に、当該顧客から特定口座異動届出書又は非課税貯蓄に関する異動届出書等の徴求を不要とすること
12. 株式及び株式投資信託の贈与・相続について、その評価額を「現行制度の 70%相当額」又は「直近 1 年間のうち最も低い最終価格」のいずれか選択できるような課税の軽減措置を講じること
13. 取得条項付新株予約権付社債について、取得の対価が現金と株式となる取得条項の行使が行われた場合における発行会社及び社債権者等の税制上の取扱いについて、適切な措置を講じること
14. 我が国市場の国際競争力強化の観点から、我が国の投資顧問業者等を利用した非居住者等の本邦内の有価証券への投資などに係る税制上の取扱い等について、適正な措置を講じること

以 上